

環境にやさしい車ほど軽減率アップ!



【環境負荷の小さい車両の税率】※平成28年度のみ軽減

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規購入した四輪以上および三輪の軽自動車(新車に限る)で、一定の環境性能を有するものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特別措置(グリーン化特例)が導入されます。

対象車とその割合

対象車および軽減される割合		
乗用	貨物用	軽減の割合
電気自動車および天然ガス自動車	電気自動車および天然ガス自動車	おおむね75%軽減
平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+35%達成車	おおむね50%軽減
平成32年度燃費基準達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	おおむね25%軽減

軽減後の税率(年額)

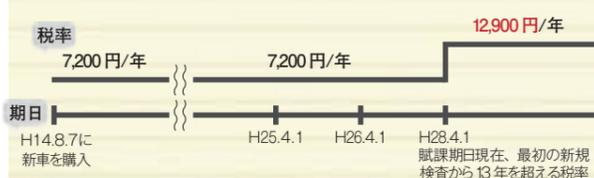
車種	標準税率(円)	軽減税率(円)			
		25%軽減	50%軽減	75%軽減	
軽自動車三輪	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	
軽自動車四輪	乗用自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
	乗用営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
	貨物営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円

※おおむね50%および25%軽減の対象は、平成17年排出ガス基準75%低減達成のガソリン車・ハイブリッド車に限ります。天然ガス自動車については、ポスト新長期規制(排出ガス規制)から窒素酸化物10%低減の車両が対象です。

軽四輪の新税率と重課・軽減

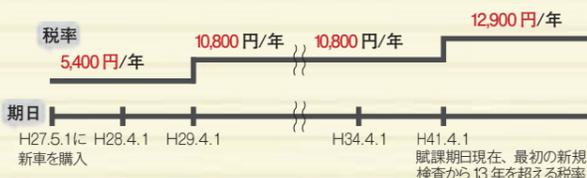
【税率の適用例①】

- ▶平成14年8月7日に最初の新規検査を受けた車両を購入した場合
- ・平成27年4月1日…7,200円(税率変更なし)
- ・平成28年4月1日…12,900円(税賦課期日現在、最初の新規検査から13年を超える税率)



【税率の適用例②】

- ▶平成27年5月1日に最初の新規検査を受けた、乗用自家用の基準1(ガソリン車・ハイブリッド車で、「平成17年排出ガス基準75%低減達成車」かつ「平成32年度燃費基準値+20%達成車」に該当する車両を購入した場合
- ・平成28年4月1日…5,400円(軽減税率)
- ・平成29年4月1日…10,800円(新税率)
- ・平成41年4月1日…12,900円(税賦課期日現在、最初の新規検査から13年を超える税率)



税制改正

軽自動車税の税率が変わります

自動車関連税制の見直しに伴い、平成28年度から軽自動車税の税率が変更します。グリーン化を進めるため、最初の新規検査から13年を経過した三輪四輪の軽自動車に重課を導入。また、環境負荷の少ない三輪四輪の軽自動車には税率を軽減する「グリーン化特例」が適用されます。

☎ 税務課 賦課係 ☎ 22-7762



【二輪・小型自動車】

平成28年度課税から、次の車種について新税率が適用されます。(平成27年度から税率を引き上げる予定でしたが、平成27年度税制改正により1年延期しました。)

車種区分	税率(年額)	
	平成27年度	平成28年度以降
原動機付自転車(排気量50cc以下)	1,000円	2,000円
原動機付自転車(50cc超90cc以下)	1,200円	2,000円
原動機付自転車(90cc超125cc以下)	1,600円	2,400円
原動機付自転車 ミニカー(50cc以下)	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円

※小型特殊自動車(農耕用:1,600円、その他フォークリフトなど:4,700円)の税率は変更しません。



【三輪・四輪】

平成27年度課税から、次の車種について条件によって新税率が適用されています。※条件については、車両の新規登録日(自動車検査証に記載されている初年度検査年月)で判定します。

車種区分	税率(年額)				
	平成27年3月31日までの登録車(A)	平成27年4月1日以降の登録車(B)	登録後13年超(経年重課)(C)		
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

平成27年3月31日までに登録▶登録後13年経過後の年度から(C)が適用。(登録後13年経過後の年度までは(A))

平成27年4月1日時点で登録▶「平成27年度」から(B)が適用。(登録後13年経過後の年度から(C))

平成27年4月2日以降に登録▶「平成28年度」から(B)が適用。(登録後13年経過後の年度から(C))

